

合併協定書

平成17年3月4日

高松市 ・ 庵治町

1 合併の方式

木田郡庵治町を廃止し、その区域を高松市に編入する。

2 合併の期日

合併の期日については、平成18年1月10日とする。

3 市の名称

市の名称については、高松市とする。

4 市の事務所の位置

市の事務所の位置については、高松市番町一丁目8番15号とする。

5 財産の取扱い

庵治町の所有する財産及び債務については、すべて高松市に引き継ぐ。

6 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、庵治町地域に地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、庵治町の区域により選挙区を設ける。

8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

庵治町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。

庵治町農業委員会の委員で選挙による委員については、市町村の合併

の特例に関する法律第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき 1 人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

9 地方税の取扱い

地方税については、高松市の制度に統一する。

ただし、

1 庵治町地域に係る法人市民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。

(1) 法人市民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。

(2) 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。

(3) 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。

(4) 事業所税については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、課税を免除する。

2 庵治町地域に係る個人市民税の均等割の非課税基準、個人市民税及び固定資産税の納期、固定資産税の宅地の評価方法については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

3 庵治町地域に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から 3 年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

庵治町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、

両市町の長が別に協議して定める。

11 町名・字名の取扱い

庵治町地域における町の区域及び名称については、現行のとおりとする。

12 慣行の取扱い

市章については、高松市の市章を用いる。

市民憲章については、高松市の市民憲章を用いる。

都市宣言については、高松市の都市宣言に統一する。

市木及び市花については、高松市の市木及び市花を用いる。

ただし、庵治町の町木及び町花については、庵治地区の推奨の木及び花とする。

13 事務組織及び機構の取扱い

現在の庵治町役場については、庵治町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。

庵治支所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において、住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、庵治町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時まで調整する。

住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。

これらの事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全庁的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。

14 条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。

ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。

15 特別職の職員の身分の取扱い

庵治町の特別職の職員（町長、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

16 一部事務組合等の取扱い

両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。

庵治町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。

土地開発公社については、高松市の制度を適用する。

17 附属機関等の取扱い

両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。

庵治町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整する。

18 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努める。

19 消防団の取扱い

庵治町消防団については、高松市消防団に統合する。

消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。

20 使用料・手数料等の取扱い

両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。

庵治町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。

21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。

ただし、庵治町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。

22 国民健康保険事業の取扱い

国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、庵治町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税（料）率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

23 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、庵治町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。

庵治町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

24 各種事務事業の取扱い

24 - 1 電算システム事業

電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。

統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必

要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整する。

ただし、高松市にないシステムについては、庵治町のシステムに必要な改修を加え使用するものとする。

24 - 2 広聴広報事業

広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。

現在、庵治町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないよう、取り扱う。

防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時まで調整する。

24 - 3 人権啓発事業

人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、庵治町におけるハンセン病に関する人権教育・啓発事業については、現行のとおり引き継ぐものとする。

24 - 4 コミュニティ施策

コミュニティ施策については、高松市の制度に統一する。

庵治町集会所については、高松市に引き継ぐ。

庵治町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

24 - 5 障害者福祉事業

障害者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

心身障害者医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

24 - 6 高齢者福祉事業

高齢者福祉事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町地域の高齢者生きがいデイサービス事業対象者は、合併年度及びこれに続く3年度に限り、引き続き他町のデイサービスセンターを利用できるものとする。

合併時において、庵治町が老人福祉施設整備事業で利子補給している対象事業については、現行の庵治町の利子補給利率を適用する。

庵治町地域における老人クラブ活動促進事業及びシルバー人材センター運営費補助事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

24 - 7 生活保護事業

生活保護事業については、高松市の制度に統一する。

24 - 8 児童福祉事業

児童福祉事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引き継ぐ。

庵治町の保育所の保育料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、庵治町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額になるよう、段階的に調整するものとする。

母子等医療費助成事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

乳幼児等医療費助成事業については、合併時において、庵治町に住所を有する者について、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用する。

24 - 9 その他の福祉事業

その他の福祉事業については、高松市の制度に統一する。

特定疾患者援護事業、原子爆弾被爆者援護事業、介護見舞金支給事業

及び福祉金等支給事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、庵治町地域におけるサービスの低下を招かないよう、合併時までに調整する。

緊急通報装置貸与等事業の庵治町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。

庵治町地域における配食サービス事業の実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

24 - 10 保健衛生事業

保健衛生事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町保健福祉センターについては、高松市に引き継ぐ。

ただし、併設機能の管理運営等については、合併時までに調整するものとする。

庵治町地域における1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査及びこども相談の実施場所については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおりとする。

24 - 11 環境対策事業

環境対策事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。

衛生組織団体活動推進事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

庵治町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用する。

庵治町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。

庵治町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、庵治町地域において、使用できるものとする。

ごみ処理事業（手数料）に係る庵治町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。

24 - 12 商工・観光関係事業

商工・観光関係事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとし、協同組合庵治石振興会の事業補助については、現行のとおり実施する。

庵治町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行う。

庵治町の観光施設等については、高松市に引き継ぐ。

香川県からの国立公園清掃活動事業（御殿山園地）の受託については、高松市に引き継ぐ。

24 - 13 農林水産関係事業

農林水産関係事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町の林道については、高松市の林道として引き継ぐ。

庵治町の農林施設については、高松市に引き継ぐ。

庵治町で実施している「新春あじっ子市場事業」については、現行のとおり実施する。

庵治町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐ。

庵治町の重要稚仔放流事業、栽培漁業推進事業、養殖漁場整備事業、漁業協同組合等経営基盤強化対策利子補給等事業及び漁業近代化資金利子助成事業については、現行のとおりとする。

東讃地域マリノーション推進協議会については、高松市において、引き続き加入する。

庵治町が実施している景観作物推進事業については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、実施する。

24 - 14 建設関係事業

建設関係事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町の漁港管理事業については、現行のとおりとする。

ただし、電柱等に係る漁港施設占用料については、合併時まで調整するものとする。

庵治町の港湾施設占用料及び使用料については、現行のとおりとする。

水防対策に係る庵治町住民への周知方法については、現行のとおり継続する。

庵治町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。

庵治町の準用河川については、高松市の準用河川として引き継ぐ。

庵治町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との格差が生じないように、調整するものとする。

合併時において、庵治町地域における継続中の道路新設改良事業の土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

庵治町地域の河川占用料等については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

24 - 15 交通関係事業

交通関係事業については、高松市の制度に統一する。

ただし、街頭交通指導の実施方法等については、庵治町地域の交通安全活動の低下を来さないよう、合併時まで調整するものとする。

庵治町地域における交通傷害保障の保険期間については、合併時まで調整する。

庵治町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施する。

24 - 16 上水道事業

庵治町の上水道事業については、高松市の上水道事業に統合する。

水道料金、給水装置新設等負担金、手数料及びその他上水道事業に係る事務等については、高松市の制度に統一する。

ただし、庵治町地域において、1か月の水道料金が増加するものについては、合併後4年目において、高松市の水道料金と同額になるよう、段階的に調整するものとする。

24 - 17 下水道事業

下水道事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町の公共下水道事業については、高松市の事業として引き継ぐ。

水洗便所改造資金支援制度により、庵治町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の庵治町の制度を適用する。

庵治町地域における合併処理浄化槽設置に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

庵治町の排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。

24 - 18 消防防災関係事業

消防防災関係事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用する。

24 - 19 学校教育事業

学校教育事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐ。

庵治町で実施しているスクールバスの運行については、現行のとおり引き継ぐ。

庵治町地域の学校給食については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

庵治町地域の学校給食及び幼稚園給食については、庵治学校給食セン

ターにおいて実施する。

庵治町地域における幼稚園授業料の納付方法等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

庵治町の小学校入学記念児童作品製作については、現行のとおり実施する。

庵治町地域の奨学制度等の支援制度については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

庵治町地域における小学校の学校行事等及び町合唱コンクール参加補助については、現行のとおりとし、中学校新人・総合体育大会及び香川県音楽発表会参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

庵治町地域における英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとし、中学校の常勤講師配置については、現行のとおりとする。

庵治町地域における幼稚園授業料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の授業料と同額になるよう、段階的に調整する。

24 - 20 社会教育事業

社会教育事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町地域で実施している子どもの健全育成に係る共催事業については、地域の自主活動事業とする。

庵治町の放課後留守家庭児童会については、高松市の放課後留守家庭児童会として引き継ぐ。

庵治町の放課後留守家庭児童会の利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

ただし、保護者負担については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において、高松市と同額になるよう、段階的に調整するものとする。

庵治町の公民館については、高松市に引き継ぐ。

庵治町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。

「ファミリーマラソン in Aji」及び「こどもマリンスポーツ交流事業」については、現行のとおり継続する。

庵治町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。

庵治町地域の体育施設の利用時間については、現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一する。

庵治町地域の体育施設の減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

庵治町の子ども会活動の促進及びPTA活動の促進については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

庵治町地域における子ども会組織への補助、体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整する。

24 - 21 文化振興事業

文化振興事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町の地域振興館（仮称）については、高松市に引き継ぐ。

石のさとフェスティバル事業については、高松市において、引き続き実施する。

24 - 22 その他の事業

外部監査制度

外部監査制度については、高松市の制度を適用する。

市・町民褒章制度

市・町民褒章制度については、高松市の制度に統一する。

ただし、庵治町の名誉町民については、庵治地区の名誉町民として継承するものとする。

情報公開制度

情報公開制度については、高松市の制度を適用する。

水問題対策

水問題対策については、高松市の制度を適用する。

契約制度

契約制度については、高松市の制度に統一する。

女性政策

女性政策については、高松市の制度に統一する。

ただし、庵治町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。

葬斎関係事業

葬斎関係事業については、高松市の制度に統一する。

庵治町営斎場については、高松市に引き継ぐものとし、施設使用料等については、住民サービスに大きな変化を来さないことを基本に、合併時まで調整する。

市・町民葬儀の利用者への負担増に対する対応については、合併時まで調整する。

庵治町営墓地の永代使用料については、現行のとおりとする。

25 建設計画

建設計画については、別冊のとおり定める。

(別紙)

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市庵治地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく審議会として、合併前の庵治町の区域(以下「設置区域」という。)に高松市庵治地区地域審議会(以下「地域審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、平成18年1月10日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と庵治町との合併に関する建設計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と庵治町との合併に関する建設計画の変更に関すること。
- (3) 庵治町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ 1 人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度 2 回開催するものとし、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の総数の 3 分の 1 以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

(委任)

第 9 条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

調印書

高松市、庵治町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく高松市・庵治町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が調ったので、ここに署名調印する。

平成17年3月4日

高松市長

増田昌三



庵治町長

梶河正孝



（立会人）

香川県知事

真鍋武紀

立 会 人

(高 松 市)

合併協議会委員

井 等 辰 夫

合併協議会委員

谷 本 繁 男

合併協議会委員

大 橋 光 政

合併協議会委員

梶 村 傳

合併協議会委員

大 浦 澄 子

合併協議会委員

三 笠 輝 考

合併協議会委員

森 谷 芳 子

合併協議会委員

香 川 添 雪

合併協議会委員

加藤博美

合併協議会委員

小西百々代

(庵治町)

合併協議会委員

加茂富義

合併協議会委員

高所清一

合併協議会委員

新上隆司

合併協議会委員

三好治

合併協議会委員

寺岡増記

合併協議会委員

嶋野勝路

合併協議会委員

上水東吉郎

合併協議会委員

岡田賢

合併協議会委員

藪淳子

合併協議会委員

増田富子